

(相続税の物納の特例)

第七十条の十二 税務署長は、相続税法第四十一条第一項に規定する納税義務者が同項の規定による物納の許可を申請しようとする場合において、当該物納に充てようとする財産が美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第二条第三号に規定する登録美術品（当該物納の許可の申請に係る相続の開始時において既に同法第三条第一項に規定する登録を受けているものに限る。以下この条において「特定登録美術品」という。）であるときは、当該特定登録美術品については、当該納税義務者の申請により、相続税法第四十一条第四項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による物納を許可することができる。

2 省 略

(事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税)

第七十一条の四 事業協同組合若しくは事業協同小組合又はこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）が課税時期において有する土地等で次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第一号に規定する貸付けに係る資金の返済又は同号若しくは第二号に規定する賦扱が完了したものを除く。）のうち、当該事業協同組合等の組合員又は所属員に譲渡することが予定されているものとして財務省令で定めるもの（次項において「集団化等事業用地」という。）については、当該事業協同組合等には、地価税を課さない。

一 省 略

二 当該事業協同組合等が独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法（昭和四十年法律第九十五条）第十八条第一項第一号又は附則第十八条に規定する業務による譲渡の対価の額を賦税の支払うこととして当該土地等を取得したこと。

2・3 省 略

(相続税の物納の特例)

第七十条の十二 税務署長は、相続税法第四十一条第一項に規定する納税義務者が同項の規定による物納の許可を申請しようとする場合において、当該物納に充てようとする財産が美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第二条第三号に規定する登録美術品（当該物納の許可の申請に係る相続の開始時において既に同法第三条第一項に規定する登録を受けているものに限る。以下この条において「特定登録美術品」という。）であるときは、当該特定登録美術品については、当該納税義務者の申請により、相続税法第四十一条第三項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による物納を許可することができる。

2 同 上

(事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税)

第七十一条の四 同 上

二 当該事業協同組合等が環境事業団法（昭和四十年法律第九十五条）第十八条第一項第一号又は附則第十八条に規定する業務による譲渡の対価の額を賦税の支払うこととして当該土地等を取得したこと。

一 同 上  
2・3 同 上

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税)

第七十五条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する施行者、同法第五十八条第一項第二号の施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えることとなるもの又は同項第五号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、同法の施行の日から平成十八年三月三十日までの

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税)

第七十五条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する施行者、同法第五十八条第一項第二号の施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えることとなるもの又は同項第五号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、同法の施行の日から平成十六年三月三十日までの

間に、同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業に伴い受けける次の各号に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、第三号又は第四号に掲げる登記に係る登録免許税にあつては、当該施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるものが取得する第三号の土地に関する権利の価額若しくは第四号の施行再建マンションに関する権利の価額のうち同法第八十五条の差額又は同法第十二条第一項に規定する隣接施行敷地の価額に相当する金額に対応する部分として政令で定めるものについては、この限りでない。

#### 一四 省略

間に、同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業に伴い受けける次の各号に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、第三号又は第四号に掲げる登記に係る登録免許税にあつては、当該施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるものが取得する第三号の土地に関する権利の価額若しくは第四号の施行再建マンションに関する権利の価額のうち同法第八十五条の差額又は同法第十二条第一項に規定する隣接施行敷地の価額に相当する金額に対応する部分として政令で定めるものについては、この限りでない。

#### 一四 同上

##### (国有農地等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十六条 昭和五十五年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に農地法第三十六条の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の移転の登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内(一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。以下この条において同じ。)に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

2 昭和五十七年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に農地法第八十条第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の〇・五とし、所有権の移転の登記にあつては千分の一とする。

3 前項の規定は、昭和五十七年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に農地法第八十条第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が同項に規定する一般承継人である場合には、適用しない。この場合において、前項に規定する所有権の移転の登記で財務省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内に受けるものについては、当該登記を相続若しくは法人の合併又は遺贈による所有権の移転の登記とみなして、登録免許税法の規定を適用する。

(減)

**第七十六条** 農業經營基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行ふ法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地又は開発して耕作の目的に供される土地とすることが適當な土地の買入れをした場合には、これらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず千分の八とする。

(農業振興地域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

**第七十七条** 省略

(農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

**第七十八条** 農林中央金庫が、平成九年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この項及び第三項において「再編強化法」という。）

第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡若しくは同条第一項第一号に規定する特定農業協同組合から当該主務大臣の認可を受けた再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合は当該信用農業協同組合連合会が、平成十四年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けて同条第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産に関する権利を取得した場合には、これらの不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(減)

**第七十七条** 農業經營基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行ふ法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地又は開発して耕作の目的に供される土地とすることが適當な土地の買入れをした場合には、これらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず千分の八とする。

(農業振興地域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

**第七十七条** 同上

(農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

**第七十八条** 農林中央金庫が、平成九年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この項及び第三項において「再編強化法」という。）

第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡若しくは同条第一項第一号に規定する特定農業協同組合から当該主務大臣の認可を受けた再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合は当該信用農業協同組合連合会が、平成十四年一月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、当該特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けて同条第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産に関する権利を取得した場合には、これらの不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(減)

2・3 省略

2・3 同上

4 漁業協同組合が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、水産業協同組合法第九十一条の三第一項の規定により当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

## 一五 省略

### 5・6 省略

#### (特定の漁船等の所有権の保存登記等の税率の軽減)

第七十九条 漁業を営む者が漁業に従事することを目的として漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十三号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に建造し、又は取得する漁船（財務省令で定めるものに限る。）で、漁業經營の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する改善計画に基づいて建造し、又は取得するものの所有権の保存又は移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、これらの登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の三とし、所有権の移転の登記にあつては千分の十八とする。

## 2 省略

3 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この項及び次項において「海上運送事業者」という。）が平成十一年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に建造する海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二に規定する国際船舶（以下この項及び次項において「国際船舶」という。）で事業の用に供されたことのないもの又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から取得する国際船舶で建造された日から五年を経過していないものの所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

4 海上運送事業者が、前項に規定する期間内に、建造し、又は取得する同項に規定する国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け（当該貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はこれらの国際船舶の対価の支払方法が延払い

4 漁業協同組合が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、水産業協同組合法第九十一条の三第一項の規定により当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

## 一五 同上

### 5・6 同上

#### (特定の漁船等の所有権の保存登記等の税率の軽減)

第七十九条 漁業を営む者が漁業に従事することを目的として漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十三号）の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に建造し、又は取得する漁船（財務省令で定めるものに限る。）で、漁業經營の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する改善計画に基づいて建造し、又は取得するものの所有権の保存又は移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、これらの登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の三とし、所有権の移転の登記にあつては千分の十四とする。

## 2 同上

3 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この項及び次項において「海上運送事業者」という。）が平成十一年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に建造する海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二に規定する国際船舶（以下この項及び次項において「国際船舶」という。）で事業の用に供されたことのないもの又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から取得する国際船舶で建造された日から五年を経過していないものの所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

4 海上運送事業者が、前項に規定する期間内に、建造し、又は取得する同項に規定する国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け（当該貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はこれらの国際船舶の対価の支払方法が延払い

による場合において、その貸付け又は延払いに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）を担保するために受けたこれらの国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

（勧告等による登記の税率の軽減）

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして行政機関の法令の規定に基づく勧告若しくは指示によつてされたものであり、又は卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十三条第一項の規定による認定（昭和四十九年四月一日から平成十八年三月三十日までの間にされたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところにより当該勧告若しくは指示又は認定があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一、五 省 略

（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の二 省 略

3 | 第一項（第一号に限る。）及び前項の規定は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第一百五条第三項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該第一号措置に関する株式の取得であつて政令で定めるものが行われる場合において、銀行その他の政令で定める者が当該内閣総理大臣の決定の日から一年以内に当該株式の引受け又は当該株式の取得による資本の増加の登記を受けるときについて準用する。

4 | 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第二百九十九号）第二条第一項に規定する金融機関等（同法第五条第四号に規定する健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものに限る。）が同法第二条第二項第一号に規定する組織再編成に関して第一項の認定を受けた場合には、当該認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項及び第二項の規定は、適

による場合において、その貸付け又は延払いに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）を担保するために受けたこれらの国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

（勧告等による登記の税率の軽減）

第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして行政機関の法令の規定に基づく勧告若しくは指示によつてされたものであり、又は卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十三条第一項の規定による認定（昭和四十九年四月一日から平成十六年三月三十日までの間にされたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところにより当該勧告若しくは指示又は認定があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一、五 同 上

（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の二 同 上

3 | 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第二百九十九号）第二条第一項に規定する金融機関等（同法第五条第四号に規定する健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものに限る。）が同法第二条第二項第一号に規定する組織再編成に関して第一項の認定を受けた場合には、当該認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、前二項の規定は、適用しない。

用しない。

(認定経営基盤強化計画に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条の三 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第六条第一項の認定（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する旧組織再編成促進特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る当該旧組織再編成促進特別措置法第七条第一項の認定を含み、平成二十年三月三十一日までにこれらの規定に規定する金融機関等（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二条第一項第一号から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げるものに限る。第三項において同じ。）が提出したこれらの認定経営基盤強化計画に係るものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一五六 省略

二 省略

前二項の規定は、第一項各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が次に掲げる決定又は承認に係るものであるときについて準用する。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十七条第一項の経営強化計画に係る同項の規定による主務大臣の決定（同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該経営強化計画に係るものに限る。）  
二 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十九条第一項の変更後の経営強化計画に係る同項の規定による主務大臣の承認（同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。）

(会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十一条 省略

二・三 省略

(認定経営基盤強化計画に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条の三 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第七条第一項の認定（平成二十年三月三十一日までにこれらの規定に規定する金融機関等（同法第二条第一項第一号から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げるものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一五六 同上

二 同上

(会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十一条 同上

二・三 同上

41 株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第八十条（第一号から第四号までを除く。）、第八十条の二第一項（第一号から第四号までを除く。）又は前条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八十条第五号、第八十条の二第二項第五号並びに前条第一項第四号及び第六号中「合併」とあるのは、「合併又は分割」とする。

41 株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十六条第三項の規定の適用については、同項中「合併」とあるのは「合併若しくは分割」と、「規定を」とあるのは「規定（第七十二条第一項及び第八十一条第一項の規定を含む。）」をとする。

51 株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第八十条（第一号から第四号までを除く。）、第八十条の二第一項（第一号から第四号までを除く。）又は前条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定の適用については、第八十条第五号、第八十条の二第二項第五号並びに前条第一項第四号及び第六号中「合併」とあるのは、「合併又は分割」とする。

（特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記の税率の軽減）

51 第八十三条 港湾法附則第二十七項の規定による貸付けに係る事業のうち補助相当事業（国が事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている事業に相当する事業をいう。）に該当するもので政令で定めるもの（以下の条において「特定の公共的建設事業」という。）を行う法人で政令で定めるものが、平成五年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、当該特定の公共的建設事業の用に供する土地（当該土地に当該特定の公共的建設事業により整備される施設が国又は地方公共団体（同法の規定による港務局を含む。）に寄附されることを条件として、当該土地に係る埋立てについて公有水面埋立法第二条第一項の免許がされたものに限る。）の所有権の取得をした場合には、当該特定の公共的建設事業の用に供する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

（民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記の税率の軽減）

第八十三条 省略

（認定民間都市再生事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登

（民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の二 同上

（認定民間都市再生事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登

(記等の税率の軽減)

第八十三条の二 省 略

2・3省略

4 認定民間都市再生事業計画に係る特定民間都市再生事業の都市再生特別措置法 第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生事業計画に基づき、当該認定民間都市再生事業計画の認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業を実施する同法第二十三条に規定する認定事業者又は独立行政法人都市再生機構（以下この項において「認定事業者等」という。）に当該土地に関する権利の譲渡をし、当該譲渡をした権利に代わるものとして当該認定事業者等から当該認定民間都市再生事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

（独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の三 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設のうち財務省令で定めるもの（以下この条において「特定都市計画施設」という。）の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項に規定する業務に関する計画（同条第六項の規定により当該計画の変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき当該土地に関する権利との交換により独立行政法人都市再生機構が有する当該特定都市計画施設の区域外の土地で財務省令で定めるものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八（平成十九年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に取得をした当該土地の所有権の移転の登記にあつては、千分の十）とする。

(記等の税率の軽減)

第八十三条の三 同 上

2・3同上

4 認定民間都市再生事業計画に係る特定民間都市再生事業の都市再生特別措置法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生事業計画に基づき、当該認定民間都市再生事業計画の認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業を実施する同法第二十三条に規定する認定事業者又は都市基盤整備公団（以下この項において「認定事業者等」という。）に当該土地に関する権利の譲渡をし、当該譲渡をした権利に代わるものとして当該認定事業者等から当該認定民間都市再生事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の四 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定す

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十三条の四 同 上

2・3同上

4 認定民間都市再生事業計画に係る特定民間都市再生事業の都市再生特別措置法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生事業計画に基づき、当該認定民間都市再生事業計画の認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業を実施する同法第二十三条に規定する認定事業者又は都市基盤整備公団（以下この項において「認定事業者等」という。）に当該土地に関する権利の譲渡をし、当該譲渡をした権利に代わるものとして当該認定事業者等から当該認定民間都市再生事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

る特定目的会社をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画に基づき特定不動産(特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下の条において同じ。)、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。以下この項において同じ。)で第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合には、当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、所有権の移転の登記については千分の六とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一とする。

#### 一・二 省略

2 信託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下この項及び次項において「投資法人法」という。)第四条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。)が、投資信託(投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、投資信託約款(投資法人法第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。)に従い特定資産(投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち不動産の所有権を取得した場合(当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の六とする。

#### 一・二 省略

3 投資法人(投資法人法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約(以下この項において「規約」という。)に従い特定資産のうち不動産の所持権を取得した場合(当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係

る特定目的会社をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画に基づき特定不動産(特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下の条において同じ。)、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。以下この項において同じ。)で第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合には、当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、所有権の移転の登記については千分の六とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一とする。

#### 一・二 同上

2 信託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下この項及び次項において「投資法人法」という。)第四条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。)が、投資信託(投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、投資信託約款(投資法人法第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。)に従い特定資産(投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち不動産の所有権を取得した場合(当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の六とする。

#### 一・二 同上

3 投資法人(投資法人法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約(以下この項において「規約」という。)に従い特定資産のうち不動産の所持権を取得した場合(当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係

る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

## 一・二 省略

(鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税)

第八十四条の一 鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者（地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものに限る。）が、平成九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する新会社（以下この条において「旅客会社等」という。）から取得した鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設（次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。）に係る土地の所有権、地上権若しくは賃借権の移転又は建物の所有権若しくは賃借権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

## 一 省略

二 当該第一種鉄道事業者が前号の建設線の全部又は一部の区間に係る当該旅客会社等の鉄道事業が開始される日において同号の廃止路線の全部又は一部の区間で国土交通大臣が定める区間において鉄道事業を開始する場合における当該鉄道事業の用に供されるものであること。

(独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)

第八十四条の三 次の表の上欄に掲げる法人が、同表の下欄に掲げる規定により権利を承継する場合又は資産を承継する場合におけるこれらの承継に伴う権利又は資産に係る登記又は登録について、登録免許税を課さない。

独立行政法人奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第一号）附則第六条第一項
------------------	---

る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

## 一・二 同上

(鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税)

第八十四条の二 鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者（地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものに限る。）が、平成九年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する新会社（以下この条において「旅客会社等」という。）から取得した鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設（次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。）に係る土地の所有権、地上権若しくは賃借権の移転又は建物の所有権若しくは賃借権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

## 一 同上

二 当該第一種鉄道事業者が前号の建設線の全部又は一部の区間に係る当該旅客会社等の鉄道事業が開始される日において前号の廃止路線の全部又は一部の区間で国土交通大臣が定める区間において鉄道事業を開始する場合における当該鉄道事業の用に供されるものであること。

(独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)

## 第八十四条の三 同上

		独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第九第一項及び第十条第一項
		独立行政法人海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十五号）附則第二条第一項
		独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第八条及び第十一条第一項
		独立行政法人科学技術振興機構	独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第二条第一項
		独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項及び第四条第一項
		独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条第一項
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）附則第二条第一項	同上
独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項			同上

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 ～附則第二条第一項	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号) ～附則第二条第一項	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ～附則第四条第一項及び第五条第一項	独立行政法人中小企業基盤整備機構 ～附則第四条第一項及び第五条第一項	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ～附則第二条第一項	独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項	独立行政法人農林漁業信用基盤整備機構 ～附則第二条第一項	独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項
--------------------------------------	--	--	---------------------------------------	------------------------------------	-------------------------	---------------------------------	-------------------------

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 ～附則第二条第一項	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号) ～附則第二条第一項	独立行政法人通關情報處理センター ～附則第一条第一項	独立行政法人農業者年金基金 ～附則第一条第一項	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 ～附則第一条第一項	独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項 ～附則第一条第一項	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二十九号) ～附則第四条第一項	独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成十四年法律第百二十九号) ～附則第一条第一項
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

独立行政法人理化学研究所 法律第百六十号) 附則第二条第一項

省略	省略
----	----

3 | 2 日本環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号)附則第十二条の規定により日本環境安全事業株式会社が受けた設立の登記及び同法附則第八条の規定により環境事業団が行う出資に係る財産の給付に伴い日本環境安全事業株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

4 | 5 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号)附則第九条の規定により成田国際空港株式会社が受けた設立の登記及び同法附則第六条の規定により新東京国際空港公团が行う出資に係る財産の給付に伴い成田国際空港株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

6 | 5 省略

(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)  
第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成十七年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類(以下この条において「ウイスキー等」という。)に係る酒税の税率は、酒税法第三章及び第八十七条の二の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国情地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

2 省略  
一四 省略

策協会  
成十四年法律第二百二十一号) 附則第二条第一項

同上	同上
同上	同上

4 | 3 同上

(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)  
第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成十六年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類(以下この条において「ウイスキー等」という。)に係る酒税の税率は、酒税法第三章及び第八十七条の二の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国情地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

2 同上  
一四 同上

(入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例)

第八十八条の二 たばこ税法第十一条第一項に規定する特定販売業者以外の者により保稅地域から引き取られる製造たばこのうち、平成十七年三月三十一日までに本邦に入国する者がその入国の際に携帶して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二条第二項第一号に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一条第二項の規定にかかわらず、千本につき六千円とする。

2 省略

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保稅地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十八年三月三十日までに、その保稅地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るとときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一 ガス状炭化水素を採取する際に採取された原油のうち温度十五度において〇・八〇一七を超えない比重を有するもので、政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七一〇・一一号の一の〔一〕の〔b〕の〔i〕に掲げる揮発油

三 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一一号の一の〔b〕の〔B〕の〔2〕の〔i〕若しくは第二七一〇・一九号の一の〔b〕の〔B〕の〔2〕の〔i〕に掲げる灯油又は同表第二七一〇・一一号の一の〔B〕の〔1〕若しくは第二七一〇・一九号の一の〔B〕の〔1〕に掲げる軽油

四 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一九号の一の〔B〕の〔A〕の〔2〕の〔i〕に掲げる重油及び粗油

五 関税定率法別表第二七一一・一二号、第二七一一・一三号又は第二七一一・一四号の〔二〕に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素のうち液化したもので、アンモニア、オレフイン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するも

の

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第一号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又は

(入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例)

第八十八条の二 たばこ税法第十一条第一項に規定する特定販売業者以外の者により保稅地域から引き取られる製造たばこのうち、平成十六年三月三十一日までに本邦に入国する者がその入国の際に携帶して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二条第二項第一号に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一条第二項の規定にかかわらず、千本につき六千円とする。

2 同上

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下の条において「石油製品等」という。）を、保稅地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十六年三月三十日までに、その保稅地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るとときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一 同 上

二 同 上

三 同 上

四 関税定率法別表第二七一一・一二号、第二七一一・一三号、第二七一一・一四号の〔二〕又は第二七一一・一九号の一に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素のうち液化したもので、アンモニア、オレフイン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第一号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油又は石油ガスその

石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油（第二十三条第一項及び第二項において「石油製品等」といふ。）」と、「販売若しくは保稅地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油製品等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油製品等」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

### 355 省略

#### （石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付）

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成十八年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の（二）に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油（以下この条において「特定揮発油等」という。）を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者に（当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして

他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の揮発油、石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油（第二十三条第一項及び第二項において「石油製品等」といふ。）」と、「販売若しくは保稅地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油製品等」と、同条第一項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油製品等」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

### 355 同上

#### （石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油石炭税の還付）

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成十六年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の（二）に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された前条第一項第二号に掲げる揮発油（以下この条において「特定揮発油」という。）を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油の製造者に（当該特定揮発油の製造者が当該特定揮発油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定揮発油の製造者に）還付する。

、当該特定揮発油等の製造者に( )還付する。

2 稅務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する石油化

学製品の製造場が特定揮発油以外の揮発油、灯油又は軽油を原料に供する当該石油化学製品の製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3 稅務署長は、第一項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるとときは、同項に規定する石油化学製品の原料に供する特定揮発油等及びこれを原料に供して製造した当該石油化学製品をそれぞれその他の揮発油、灯油又は軽油及びその他の石油化学製品と区別して貯蔵すべきことを命ずることができる。

4 第一項に規定する石油化学製品の製造者は、同項の承認に係る石油化学製品の製造を完了したときは、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出て、当該石油化学製品が製造されたこと並びに当該石油化学製品の原料に供した特定揮発油等の品名及び品名との数量の確認を受けなければならない。

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二条(第一号を除く。)、第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)、第二十六条(第一号及び第一号並びに第四号中同法第二十三条规定第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油等の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品(第二十三条规定第一項及び第二項において「特定石油製品等」という。)の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、同法第二十三条规定第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石油製品等」と「同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石油製品等」と読み替えるものとする。

2 稅務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する石油化

学製品の製造場が特定揮発油以外の揮発油を原料に供する当該石油化学製品の製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適當と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3 稅務署長は、第一項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるとときは、同項に規定する石油化学製品の原料に供する特定揮発油及びこれを原料に供して製造した当該石油化学製品をそれぞれその他の揮発油及び石油化学製品と区別して貯蔵すべきことを命ずることができる。

4 第一項に規定する石油化学製品の製造者は、同項の承認に係る石油化学製品の製造を完了したときは、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出て、当該石油化学製品が製造されたこと並びに当該石油化学製品の原料に供した特定揮発油の数量の確認を受けなければならない。

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二条(第一号を除く。)、第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)、第二十六条(第一号及び第一号並びに第四号中同法第二十三条规定第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは販売業者の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費又は販売」と、同法第二十三条规定第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、「原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定揮発油等」と読み替えるものとする。

## 6 同上

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成十八年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第一七一〇・一九号の一の(二)のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとなして、当該重油の製造者に）還付する。

## 256 省略

## 256 同上

（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）  
第九十条の八 沖縄島と沖縄県の区域（以下この項において「沖縄」という。）以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項において同じ。）との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この節において「航空機」という。）で、航空法第一百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節において「沖縄路線航空機」という。）に、平成十九年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十二条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率により計算した金額とする。

2 沖縄路線航空機が、平成十九年三月三十一日までに、沖縄路線航空機及び次条第一項に規定する特定離島路線航空機以外の航空機（以下この節において「一般国内航空機」という。）となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成十六年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の(二)のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとなして、当該重油の製造者に）還付する。

（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）  
第九十条の八 沖縄島と沖縄県の区域（以下この項及び第九十条の九第一項において「沖縄」という。）以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項及び第九十条の九第一項において同じ。）との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されるものを除く。以下この節において「航空機」という。）で、航空法第一百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節において「沖縄路線航空機」という。）に、平成十九年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十二条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率により計算した金額とする。

2 沖縄路線航空機が、平成十九年三月三十一日までに、沖縄路線航空機及び第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機以外の航空機（以下この節において「一般国内航空機」という。）となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合に

、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

### 3・4 省略

5 沖縄路線航空機に係る航空機の所有者、使用者又は機長（航空機燃料税法第四条第一項又は同条第二項に規定する所有者、使用者又は機長をいう。次条第七項において同じ。）が提出する同法第十四条第一項の規定による申告書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「場所」との数量及びその合計数量」とあるのは「場所及び税率の異なる」とに区分した数量並びに税率の異なる」とに区分した合計数量」と、同項第二号中「課税標準数量」とあるのは「税率の異なる」とに区分した課税標準数量」とする。

### 6 省略

場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

### 3・4 同上

5 沖縄路線航空機に係る航空機の所有者、使用者又は機長（航空機燃料税法第四条第一項又は同条第二項に規定する所有者、使用者又は機長をいう。第九十条の九第七項において同じ。）が提出する同法第十四条第一項の規定による申告書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「場所」との数量及びその合計数量」とあるのは「場所及び税率の異なる」とに区分した数量並びに税率の異なる」とに区分した合計数量」と、同項第二号中「課税標準数量」とあるのは「税率の異なる」とに区分した課税標準数量」とする。

### 6 同上

（沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の八の二 前条の規定は、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、沖縄特定離島（宮古島、石垣島及び久米島をいう。次条第一項において同じ。）と東京国際空港との間の路線（那覇空港を経由するものを除く。）を航行する航空機（次条第三項及び第五項において「沖縄特定離島路線航空機」という。）に積み込まれる航空機燃料について準用する。（この場合において、前条中「平成十九年三月三十日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」と読み替えるものとする。）

（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第一百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線（沖縄特定離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第一百条第一項

(当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。)に、平成十七年三月三十日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十二条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万九千五百円の税率により計算した金額とする。

## 2 特定離島路線航空機が、平成十七年三月三十一日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された

、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十二条に規定する税率により航空機燃料税が課さるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

## 3 特定離島路線航空機が、平成十七年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

## 4 省略

5 沖縄路線航空機が、平成十七年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

## 6～8 省略

(約束手形に係る印紙税の税率等の特例)

## 2 同上

3 特定離島路線航空機が、平成十七年三月三十一日までに、沖縄路線航空機又は沖縄特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第九十条の八第一項(前条において準用する場合を含む。)に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

## 4 同上

5 沖縄路線航空機又は沖縄特定離島路線航空機が、平成十七年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に第九十条の八第一項(前条において準用する場合を含む。)に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの(当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。)に、平成十七年三月三十日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十二条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万九千五百円の税率により計算した金額とする。

第九十一条の二 平成八年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に作成される印紙税法別表第一第三号に掲げる約束手形（同号の課税標準及び税率の欄1に掲げる手形に該当するものに限る。）のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに係る印紙税の課税標準及び税率は、同号の規定にかかわらず、一につき、五千円とする。

2 省略

(事務の区分)  
第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一條の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十号及び第十二号並びに第三十七条第一項の表の第十四号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十号及び第十二号並びに第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十八項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務
市町村	第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十二条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十八項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十二項（第七十条の六第三十九項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

第九十一条の二 平成八年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に作成される印紙税法別表第一第三号に掲げる約束手形（同号の課税標準及び税率の欄に掲げる手形に該当するものに限る。）のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに係る印紙税の課税標準及び税率は、同号の規定にかかわらず、一通につき、五千円とする。

(事務の区分)

卷三

同上	
第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十二号ハ及び第十三号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十号及び第十二号並びに第二十七条第一項の表の第十四号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十二号ハ及び第十三号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十号及び第十二号並びに第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十八項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十三号ニ、第六十二条の三第四項第十三号ニ、第六十三条第三項第七号イ及び口並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及び口に規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十八項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十二項（第七十条の六第三十九項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務